⑵　小型魚から大型魚への振替

小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について調整が整った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第４管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。

⑶　水産政策審議会への報告

⑴又は⑵により漁獲可能量が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。

第４　くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

１　第３の１の表に掲げるくろまぐろの第４管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数　　量
小型魚	大中型まき網漁業	1,500トン
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	62トン
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44トン
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2トン
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167トン

(注)指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第１条第１項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第３条第１項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

２　漁獲可能量の改定による上表の改定

第３の１のただし書により漁獲可能量が改定された場合には必要に応じて上表を改定するものとする。

３　超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の変更

第３の２の⑴の超過量の差し引き及び第３の２の⑵の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更に応じて上表も変更されるものとする。

４　漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の変更

第３の１の表に掲げるくろまぐろの第４管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の配分量が消化されていない場合は、上表の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。

５　配分量の移譲による上表の変更

上表の配分量と第５の都道府県別に定める数量の移譲について調整が整った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の配分量は当該移譲を反映した量とする。

第５　くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

１　第３の１の表に掲げるくろまぐろの第４管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）については、以下のとおり取り扱うものとする。

２　都道府県の配分量の管理について

都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。

⑴　都道府県別管理

都道府県は各々の配分量を超えないよう、当該都道府県で管理することを基本とする。ただし、当該配分量では資源管理法第４条第２項第３号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を割り当てて管理することができるものとする。

この場合、採捕の種類別は、漁船漁業と定置漁業に分けることが望ましい。

⑵　漁船漁業等の広域管理

⑴の後段の漁船漁業の割当量が極めて少なく、くろまぐろの来遊状況に応じた管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で漁船漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。

この場合、都道府県の判断により、定置漁業も含めて広域管理を行うことも可能とする。

⑶　定置漁業の共同管理

定置漁業は漁場に網を設置して魚の来遊を待ち受ける漁法であり、くろまぐろの来遊状況が年々で著しく異なり、回遊するくろまぐろがどの地域の網に入るか予測困難で管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で定置漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。

⑷　漁船漁業等の広域管理又は定置漁業の共同管理の割当量の変更

都道府県は漁船漁業等の広域管理又は定置漁業の共同管理で割り当てた数量を変更する場合は直ちに国に報告するものとする。報告があった場合、国は、当該変更を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、漁船漁業等の広域管理又は定置漁業の共同管理の都道府県の合計数量は当該変更を反映した量とする。

⑸　採捕数量報告について

都道府県は、くろまぐろの突発的来遊等により、採捕数量が急激に積み上がることも想定し、急激な採捕数量の積み上がりがあった場合には当日中に当該状況を把握し、これに応じた迅速な対応をとれる体制を整備する必要がある。そのため、あらかじめ１日当たり緊急に報告すべき数量の目安を漁業者との間で設定しておくものとする。

⑹　早期是正措置

①　都道府県は、資源管理法第４条に基づく都道府県計画において、早期是正措置として、都道府県の配分量又は⑴のただし書の割当量の７割を超える場合に取り組む管理措置を具体的に定めるものとする。

②　また、都道府県の配分量の概ね１割以上の留保枠を設けるものとする。ただし、当該都道府県の配分量が少ない（概ね５トン以下）場合であって、管理が困難となるおそれがあるときは留保枠を設けなくとも差し支えない。

③　都道府県は、管理期間の経過に応じた採捕量の積み上がり状況を踏まえながら、②の留保枠を設けている都道府県は当該配分量の９割５分を超える場合、②の留保枠を設けていない都道府県は当該配分量の９割を超える場合に資源管理法第10条第２項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。